

各手当・助成について

三戸っ子はぐくみ応援金〈町独自の子育て支援〉

町の未来を担う子どもたちの健やかな成長と、子育て世帯を応援するため、1歳から5歳を迎えるお子さんの保護者の方に対して支給する、「三戸町独自」の子育て支援金です。

- 支給対象** 次の要件に全て当てはまる方が対象です。
- ①1歳～5歳を迎えるお子さんを養育している保護者
 - ②申請日時点において、保護者・お子さんともに三戸町に住民登録があること。
三戸町へ転入した方は、転入日を基準日とします。

支給額 支給対象児童1人当たり 10万円

問い合わせ 住民福祉課 ☎20-1151

学び応援！入学祝い金〈町独自の子育て支援〉

入学時の経済的負担軽減を図るため、小学校、中学校及び高等学校等に入学予定の児童生徒の保護者に対し、入学祝い金を支給します。

支給額 支給対象児童生徒1人当たり 10万円

問い合わせ 教育委員会 ☎20-1157

出産育児一時金

健康保険に加入されている方は、出産育児一時金が50万円（産科医療補償制度加入医療機関）支給されます。このため、医療機関から請求される出産費用には、上限50万円の範囲で医療保険者から直接支払われることになるため、事前に多額の現金を準備する必要があります（直接支払い制度を希望する場合は、医療機関にその旨を申し出てください）。

また、出産費用が50万円未満の場合は、医療保険者に差額を請求することができます。

<差額分を三戸町に請求する場合（三戸町国民健康保険加入の方のみ）>

- 必要なもの**
- ①世帯主の通帳
 - ②出産費用明細書（医療機関発行のもの）
※請求の受付は、出生届出時に行います。

問い合わせ 住民福祉課 ☎20-1151

— 広 告 —



祝・仏事用盛花
花束・アレンジ

(有)船場生花店

全国へお花を届けます。

〒039-0144 三戸町大字六日町34
TEL 0179-22-2064 FAX 0179-22-3094

児童手当

家庭における生活の安定と児童の健やかな成長に資することを目的に、保護者等に支給されます。

支給対象 0歳～高校生年代(18歳年度末)までの子を養育している方

支給額 ・3歳未満 月額15,000円(第3子以降は月額30,000円)
・3歳～高校生年代 月額10,000円(第3子以降は月額30,000円)

支給月 年6回(偶数月)

問い合わせ 住民福祉課 ☎20-1151

子ども医療費

子どもが病気やけがで入院・通院した場合、医療費の自己負担分(保険適用分のみ)の全額を助成しています。

対象年齢 0歳から18歳年度末まで

◆受給資格証について

- ・高校生等までのお子さんに受給資格証が交付されます。
- ・有効期間は毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間です。毎年3月末に新しい受給資格証を郵送します。
- ・新たに転入、出産された方は、住民福祉課で受給資格証の交付手続きを受けてください。

必要なもの

- ①保護者の「所得・課税証明書」(1月1日に三戸町に住所が無かった方)
- ②お子さんの資格情報のお知らせ、資格確認書など
- ③保護者名義の通帳

◆医療費払い戻しの申請方法等

病院等を受診する場合は、窓口を受給資格証を提示すると、県内では医療費がかかりませんが、県外の場合は、自己負担分を支払ったあと、払い戻しの手続きが必要になります。

受診日から4か月以内に、領収書(1か月分ずつ)を住民福祉課に届け出ること、払い戻しが受けられます。

必要なもの ①領収書 ②高額療養費や付加給付に該当する場合、保険者からの支給決定通知

問い合わせ 住民福祉課 ☎20-1151



『そろって本當?』子育ての疑問 Q & A

Q 利き手は直した方がいい?

A 使いやすい手を使わせてあげて!

以前は様々な物が右手用に作られていたため、右手への矯正が一般的でしたが、最近は左手用の製品も充実しており、不便も無くなっています。無理な矯正は子どもの負担となるため、使いやすい手を使わせてあげてください。

